

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域消防組合長期継続契約に関する条例（平成26年条例第33号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号による契約（以下「リース等長期契約」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器及び通信機器の借入れに関する契約
- (2) 機械、装置、器具又は消防活動用品の借入れに関する契約

2 条例第2条第2号による契約は、次に掲げるものとする。

- (1) リース等長期契約に係る保守業務、運用業務等の委託に関する契約
- (2) 建物清掃業務の委託に関する契約
- (3) 建物設備管理業務の委託に関する契約
- (4) 衛生管理業務又は労働衛生管理の委託に関する契約
- (5) 運送業務の委託に関する契約

3 条例第2条第2号及び第3号の契約（以下「役務長期契約」という。）は、更なる経費の削減及びより良質なサービスを提供する者と契約する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保することができるものでなければならない。ただし、契約の期間が1年以下のものについては、この限りでない。

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約の履行期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) リース等長期契約 5年以内
- (2) 役務長期契約 3年以内

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。